

毎週火、金曜日発行(但休日)に当る上、(日曜日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県立大山観光会館管理規則
- 鳥取県しゅんせつ船等貸付規則
- 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則

規則

鳥取県立大山観光会館管理規則をここに公布する。

昭和三十九年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十三号

鳥取県立大山観光会館管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十

七号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立大山観光会館(以下「会館」という。)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(利用の制限)

第二条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、会館の利用の許可を与えないことができる。

一 公安又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 会館の施設設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 その他会館の管理上支障があると認められるとき。
(遵守事項)

第三条 会館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 粗野又は乱暴な言動で他人に迷惑をかけること。
二 会館の施設設備を汚損しないこと。

三 危険物、不潔な物品又は動物を会館に持ち込まないこと。

四 門限、消灯時刻その他会館の利用に関し知事が別に定める規律に反しないこと。

(許可の取消し等)

第四条 知事は、会館の利用の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、その許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

- 一 条例又はこの規則に違反したとき。
- 二 利用の許可の条件に違反したとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、会館の利用に関し著しく不当な行為をしたとき。

(使用料の減免)

第五条 条例第五条の規定による使用料の減免は、会館の施設設備の損傷その他特別の理由により、これを通常利用する状態で利用できなかったときに限り行なうことができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県しゆんせつ船等貸付規則をここに公布する。

昭和三十九年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十四号

鳥取県しゆんせつ船等貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、県が所有する別表に掲げるしゆんせつ船、えい船及び土運船(以下「しゆんせつ船等」という。)の貸付けについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付けの申請等)

第二条 しゆんせつ船等を借り受けようとする者は、しゆんせつ船等借受申請書(様式第一号)を借り受けようとする日の十日前までに知事に提出しなければならぬ。

2 知事は前項のしゆんせつ船等借受申請書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、しゆんせつ船等貸付決定通知書(様式第二号)により当

該申請者にその旨を通知しなければならない。

(借受期間等の変更の申請等)

第三条 しゆんせつ船等を借り受けた者(以下「借受者」という。)は、工事の設計変更その他の理由によりしゆんせつ船等の借受期間又は実働時間について変更の必要があるときは、しゆんせつ船等借受期間等変更申請書(様式第三号)にその理由を記載した書面を添え、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項のしゆんせつ船等借受期間等変更申請書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、しゆんせつ船等貸付期間等変更決定通知書(様式第四号)により当該申請者にその旨を通知しなければならない。

(貸付料の納付)

第四条 借受者は、別表に定める貸付料を納付しなければならない。

2 前項の貸付料は、県が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(貸付条件)

第五条 しゆんせつ船等の貸付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 借受者は、次の費用を負担すること。
 - (イ) 貸付しゆんせつ船等の引渡し及び返納に要する費用
 - (ロ) 貸付しゆんせつ船等の管理及び貸付期間中の修理に要する費用
- 二 貸付しゆんせつ船等を他人に転貸しないこと。
- 三 貸付しゆんせつ船等を借り受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- 四 貸付しゆんせつ船等を能力以上に使用し、又は乱雑に取り扱わないこと。

(貸付しゆんせつ船等の引渡し及び返納)

第六条 貸付しゆんせつ船等の引渡し及び返納は、しゆんせつ船等貸付決定通知書又はしゆんせつ船等貸付期間等変更決定通知書に指定した期日及び場所において、これを行なうものとする。

00534

2 借受者は、貸付しゆんせつ船等を返納期限前に返納しようとするときは、返納期日及び場所について、あらかじめ知事の指示を受けなければならない。

(貸付しゆんせつ船等の損傷に対する措置)

第七条 借受者は、貸付しゆんせつ船等が損傷したときは、直ちにその事実及び理由についての詳細な報告書を知事に提出してその指示を受けなければならない。

2 知事は、前項の損傷が借受者の責に帰すべき事由によるときは、借受者の負担においてこれを補てんし、又は修理させなければならない。

(貸付しゆんせつ船等の返還を命ずる場合)

第八条 知事は、借受者が次の各号の二に該当するときは、借受者に対して貸付しゆんせつ船等の返還を命ずることができる。

一 申請書に虚偽の記載をしたとき。

二 貸付条件に違反したとき。

(書類の経由)

第九条 この規則の規定により知事に提出する書類は、

貸付しゆんせつ船等の使用場所を所轄する土木出張所長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(県有船舶管理規則の廃止)

2 県有船舶管理規則(昭和三十七年十月鳥取県規則第五十三号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第二条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

00535

1 使用目的

別表

船名	実働一時間あたり貸付料
しゆんせつ船 因開 伯運船	五〇〇円 八二〇円
えい 栄船	八三〇円
土庫 第船	四三〇円 四三〇円

様式第1号

しゆんせつ船等借受申請書

鳥取県知事 殿

住所 年 月 日

氏名 氏名

を借り受けたので下記のとおり申請します。

記

2 使用場所

3 借受けを希望する期間 年 月 日から

4 実働時間

5 しゆんせつ土量

様式第2号

しゆんせつ船等貸付決定通知書

受河第 号

鳥取県知事 殿

年 月 日

の貸付

については、下記のとおり貸付けを決定しました。

記

- 1 貸付目的
- 2 使用場所
- 3 貸付期間 年 月 日から 日まで
- 4 実働時間及び貸付料

船名	実働時間	貸付料
計		
合		

- 5 引き渡しの日時及び場所
- 6 返還の日時及び場所
- 7 貸付条件

鳥取県知事 殿
 住所 年 月 日
 氏名

年 月 日付け受河第 号で借り受けた
 の借受期間(実働時間)を下記のように変更
 したいので申請します。

船名	使用期間	実働時間
	変更前	変更後

鳥取県知事 殿
 受河第 号
 年 月 日

年月日付にて申請のあったの
 貸付期間(実働時間)の変更については、下記のとおり
 変更を決定しました。

1 変更の決定内容

船名	貸付期間	実働時間	貸付料
	変更前	変更後	変更前
合			

2 返還の日時及び場所

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則をここに
 公布する。

昭和三十九年十月九日

鳥取県知事 石 破 二期

鳥取県規則第五十五号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則

鳥取県中小企業設備近代化融資規則(昭和三十五年四

月鳥取県規則第十六号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 中小企業者の設備の近代化に必要な資金の確保
 のため、県が商工組合中央金庫(以下「商工中金」と
 いう。)に対し融資を行なう場合の手続については、
 この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において「中小企業者」とは、次の各
 号の一に該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並
 びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及
 び個人であつて、工業、鉱業その他の業種(次号に
 掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業と
 して営むもの

- 二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並
 びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及
 び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業
 を主たる事業として営むもの

三 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)の規定によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前二号の一に該当する者であるもの

(県の貸付け)

第三条 県は、商工中金に対し、予算の範囲内において、商工中金が中小企業者に対して次の各号に掲げる設備の設置若しくは改善又は土地の取得若しくは造成に必要な資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

- 一 中小企業等協同組合、商工組合、環境衛生同業組合及び商店街振興組合が組合員のために設置する共同設備及び取得し、又は造成する土地

二 小売商業を営む中小企業者(以下「中小業者」という。)が経営の近代化を図るため、他の中小業者と合併し、若しくは他の中小業者と共同出資して設立する法人が設置する設備及び取得し、又は造成する土地のうち中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるもの

三 中小企業等協同組合又はその構成員が、その経営の近代化を図るため、工場、事業場又は店舗を一の団地に集団して設置する場合の設備及びこれらに必要な土地

四 知事が別に指定する業種に属する中小企業者の営む事業の近代化のための設備

五 中小企業者が労務管理の改善を図るため設置する設備

2 前項の規定により県が商工中金に貸し付ける資金の利息は、年二分以内とする。

(貸付資金)

第四条 県は、商工中金に対し、県の貸付けによる資金

の額の倍額以上の額の資金を中小企業者に対する設備近代化のための長期低利資金として確保させるものとする。

(貸付けの条件)

第五条 県は、第三条の貸付けを行なう場合においては、商工中金が前条の規定に従い確保した資金の中小企業者に対する貸付けについて、次の条件を付けるものとする。

一 貸付期間(据置期間を含む。)は、五年以内とする。

二 据置期間は、一年以内とすること。

三 貸付金額は、第三条第一項第一号から第四号までに係るものにあつては三百万円以内、第三条第一項第五号に係るものにあつては百万円以内又は中小企業者の設備の近代化に必要な資金の三分の二以内のいずれか低い額とすること。

四 貸付利率は、年七分以内とすること。

五 貸付けの決定をしようとするときは、あらかじめ

知事の意見をきくこと。

附則

この規則は、公布の日から施行する。